



平成 28 年 2 月 17 日

各 位

上場会社名	マブチモーター株式会社
代表者名	代表取締役社長 大越 博雄
(コード番号	6592 東証第1部)
問合せ先	取締役管理本部長 伊豫田 忠人
(TEL	(047-710-1127)

当社取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 17 日開催の取締役会において、当社取締役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）に対する新たな株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、当社取締役に対する本制度の導入に関する議案を平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 75 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、執行役員に対する本制度の導入に関して本信託に拠出される信託金の予定額及び取得予定株式の総数については、決定次第改めてお知らせします。

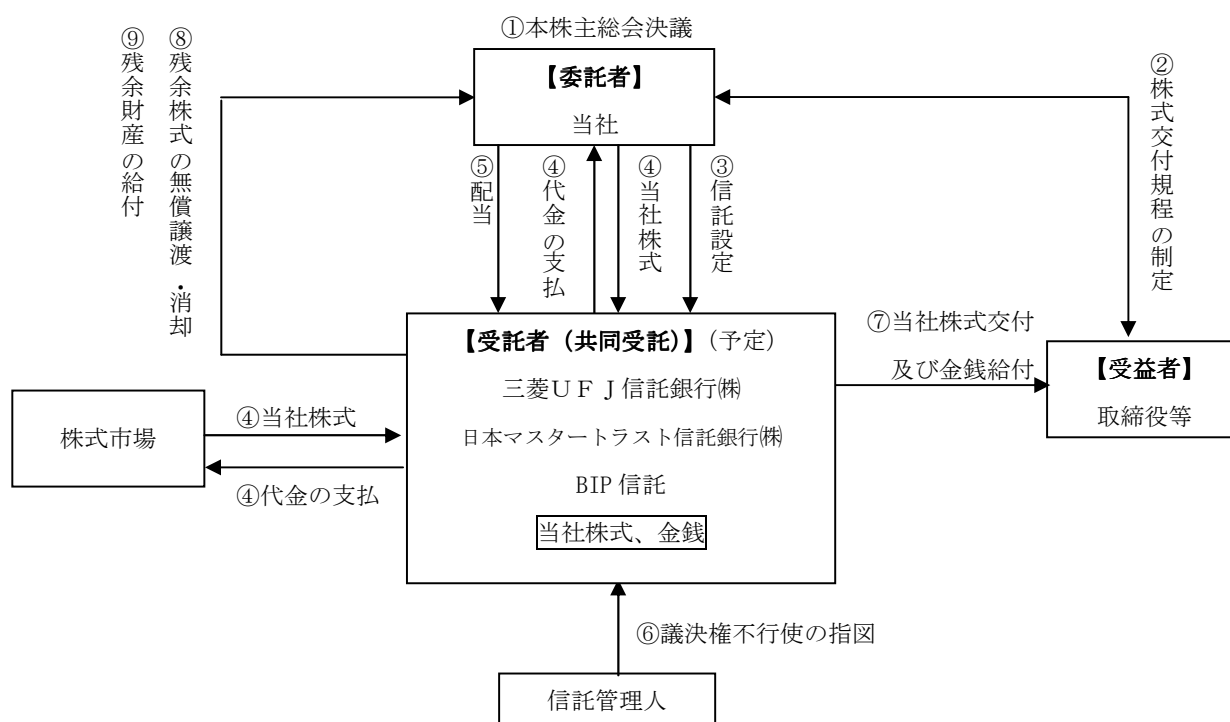
記

1. 本制度導入の目的

- (1) 当社は、平成 28 年 2 月 12 日に中期経営計画を公表いたしました。これに併せて、取締役等に対し、中期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、中期経営計画で示す業績目標との連動性が高い役員報酬制度である本制度を導入します（※）。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において取締役を対象とした本制度の導入に関する議案の承認決議を得ることを条件とします。
- (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP 信託」という。）と称される仕組みを採用します。本制度においては、BIP 信託により取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を、役位及び信託期間を通じた業績目標の達成度等に応じて、対象期間（下記 3. (1) に定める。）中に取締役等として在任している者に交付及び給付（以下「交付等」という。）します。取締役等が当社株式等の交付等を受けるのは、対象期間終了後の一定の時期となります。

- (※) 当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員の半数以上を占める報酬委員会を設置し、本制度の導入を審議しております。
- (※) 当社は、取締役等に対して、在任中に一定株数の株式を保有することをガイドラインにより求めております。
- (※) 本制度の導入により、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」、「ストックオプション」及び「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬については、従前どおり、「基本報酬」のみによって構成されます。

2. BIP 信託の仕組み



- ① 当社は取締役を対象とする本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。執行役員を対象とする本制度の導入に関しては、必要な事項を取締役会の決議によって決定します。
- ② 当社は取締役会において本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会の承認決議の範囲内で取締役の報酬の原資となる金銭を拠出するとともに、執行役員の報酬の原資となる金銭を拠出し、これらを合わせて三菱UFJ信託銀行株式会社(受託者)に信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託(以下「本信託」という。)を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式

処分) または株式市場から取得します。本信託が取締役に対する交付等の対象として取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、取締役報酬の原資となる金銭及び執行役員報酬となる金銭の金額に応じて勘定を分けて管理されます。

- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
 - ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
 - ⑦ 受益者要件(下記3.(3)参照)を満たす取締役等は、信託期間中に、当社の株式交付規程に従い、毎年一定のポイント(以下「基礎ポイント」という。)の付与を受けた上で、3年間の累計基礎ポイントに業績連動係数を乗じて算出したポイント(以下「株式交付ポイント」という。)に基づき、本信託から当社株式等の交付等を受けます。(なお、信託契約の定めに従い、株式交付ポイントに対応する当社株式の50%(単元未満株数は切り捨て)については当社株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。)(下記3.(6)参照。)
 - ⑧ 信託期間中における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び本信託への追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
 - ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。
- なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余資金は株式取得資金として活用されます。

(注) 受益者要件を充足する当社取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、平成28年12月末日で終了する事業年度から平成30年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下「対象期間」という。)(※)を対象として、取締役等の役位及び対象期間中の業績目標の達成度等に応じて対象期間終了後の一定時期に、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。なお、本信託においては、取締役に対して交付等を行う当社株式と、執行役員に対して交付等を行う当社株式を勘定を分けて管理します。

(※) 信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 本制度の導入にかかる株主総会決議

本株主総会において、取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための本信託への拠出金額の上限及び取得株式数の上限その他必要な事項を決議し、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を実施します。なお、信託期間の延長を行う場合(下記(4)に定める。)は、取締役を対象とする役員報酬については、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことを取締役会の決議によって決定します。

また、本信託による執行役員を対象とする報酬については、必要な事項を取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、株式交付ポイント（下記（5）に定める。）に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。

- ①対象期間中の毎年12月末日時点で取締役等であること（※1）（※2）（※3）
- ②株式交付ポイントが決定されていること
- ③解任等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

（※1）受益者要件を充足する取締役等が退任する場合（執行役員を退任して取締役に就任する場合及び取締役を退任して執行役員に就任する場合を含む。ただし、自己都合により退任した場合を除く。）においては、退任時までの累積基礎ポイントに応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。

（※2）受益者要件を充足する取締役等が取締役等の在任中に死亡した場合においては、死亡時までの累積基礎ポイントに応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

（※3）対象期間中に国内非居住者となった場合は、取締役等が在任中に死亡した場合と同様に取り扱い、その時点までの累積基礎ポイントに応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

(4) 信託期間

平成28年6月3日（予定）から平成31年6月末日（予定）までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対する株式交付ポイントの付与を継続します。

(5) 取締役等に交付等される当社株式等の数

信託期間中の所定の時期に、取締役等に対して、以下の基礎ポイント算定式に基づき基礎ポイントが付与され、3年間の累積基礎ポイントに業績連動係数（※4）を乗じて算出したポイント（以下「株式交付ポイント」という。）に基づき、交付等される株式等の数を決定します。本信託を通じて取締役等に交付される当社株式の数は、各取締役等に付与された株式交付ポイント1ポイント当たり、1株とします。（※5）

（基礎ポイントの算定式）

役位及び各事業年度の業績目標達成度により定める金額÷信託の株式平均取得単価（小数点以下の端数は切捨）

(株式交付ポイントの算定式)

3年間の累積基礎ポイント×業績連動係数(小数点以下の端数は切捨)(※6)

(※4)業績連動係数は、本制度の最終事業年度(平成30年12月期)の目標達成度に基づき、0~120%の範囲で決定します。

(※5)信託期間中にポイント数の調整を行うことが公正であると認められる株式分割・株式併合等の事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

(※6)取締役等が、対象期間中に退任した場合、死亡した場合または国内非居住者となった場合は、業績連動係数は適用せず、その時点までに付与されていた累積基礎ポイントを株式交付ポイントとします。

(6) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役等に対して、本制度の最終事業年度の末日直後の5月(当初対象期間については平成31年5月)頃に、株式交付ポイントに基づいた当社株式等の交付等を行います。なお、信託契約の定めに従い、株式交付ポイントに対応する当社株式の50%(単元未満株数は切り捨て)については当社株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。(※7)

(※7)受益者要件を充足する取締役等が退任、死亡または国内非居住者となった場合は、上記(3)(※1)(※2)(※3)の記載に従います。

(7) 本信託に拠出される信託金の予定額及び本信託から交付等が行われる当社株式の予定株数

本株主総会においては、取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための拠出金額の上限を480百万円とし、上記(5)により取締役に交付等が行われる当社株式の総数は、107,200株(※8)を上限として、承認決議を行うことを予定しております。

(※8)この上限交付株数は、上記の信託金上限額を踏まえて、直近1年間の株価等を参考に設定されています。加えて、執行役員に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための金銭を信託し、本信託において上記の信託金と勘定を分けて管理します。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、当社(自己株式処分)または株式市場からの取得を予定しております。取得方法の詳細については、本総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

(9) 本信託内の当社株式にかかる議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式にかかる剰余金の分配の取扱い

本信託内の当社株式にかかる剰余金の分配は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信

託費用に充てられます。信託報酬及び信託費用に充てられた後、信託終了時に残余が生じた場合には、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余資金は株式取得資金として活用されます。

(1 1) 信託期間満了時の残余株式の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しております。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--------------------------------------------------------|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 平成28年6月3日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 平成28年6月3日（予定）～平成31年6月末日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 平成28年7月1日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 取締役分480百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
執行役員分は未定 |
| ⑬ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑭ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|-------------------------------------------------------------|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上